

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十九号で告示した坂戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和元年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画下水道事業 坂戸及び鶴ヶ島公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から令和六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

分流区域

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし